R05.10.13

会長候補者選考委員会は、 会長選出細則第6条第1項第1号(※1)に基づき、次のとおり「求める会長像」を提示いたします。

「求める会長像」について

　　 会長選出細則第２条(会長の資格)(※2)に定められているとおり「本会の正会員

で、人格が高潔、温厚で、社会的に活躍され、校友会事業に識見を有するととも

にその事業を積極的に推進できる者」で、学校法人名城大学との連携強化のために、名城大学の立学の精神やMS-26の理解者で、あわせて、以下の資質・能力を備えている者とする。

（１）全国の会員の意見に耳を傾けつつ迅速な意思決定を行う決断力

（２）校友会事業を活性化させるための方策を自ら提示し、実行できる指導力

（３）限られた資源を活用し校友会を永続的に発展させることのできる経営感覚

※1　会長選出細則第6条第1項第1号

　 　第6条　委員会は、次の各号に掲げる事項について、その職務を行う。

　　 　(1)校友会として求める会長像を会員に提示すること

※2　会長選出細則第２条(会長の資格)

　　　第2条　会長候補者となる資格は、次の各号に該当する場合とする。

(1)本会の正会員

(2)人格が高潔、温厚で、社会的に活躍され、校友会事業に識見を有するとともにその事業を積極

的に推進できる者。